

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2013年（平成25年）6月5日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m
		終 点		
1	鵜沼 893号線	鵜沼松が岡五丁目6340番63地先	4.5	20.7
		鵜沼松が岡五丁目6340番62地先		
2	辻堂 589号線	辻堂東海岸三丁目7239番949地先	4.5	31.9
		辻堂東海岸三丁目7239番946地先		
3	藤沢 740号線	西富字膳棚707番1地先	6.0	49.3
		西富字膳棚730番1地先		
4	明治 480号線	城南五丁目410番8地先	4.5	17.2
		城南五丁目410番10地先		
5	善行 608号線	善行坂二丁目3930番1地先	4.5	67.4
		善行坂二丁目3930番10地先		

提案理由

鵜沼893号線ほか4路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代え、路線を変更することができる。

3 前2項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手続に準じて行わなければならない。